

定例会最終日・給与引上げ条例



福祉職場などの賃金引き上げを

米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

12月定例会最終日に職員給与の改定議案が提出されることが分かりました。今回の改定は国の人事院が令和6年4月1日に遡って、官民格差を調査し、国に対して職員給与引上げを勧告するものです。地方職員も国家公務員に準じて改定が行われます。本年度は給料表1・2級や初任給などの若い人中心の改定が行われています。国では補正予算が成立し、今回の最終日での条例と補正予算の提出となりました。米原市では会計年度任用職員の給与改定では遡及適用がされないとしています。総務省は会計年度任用職員にも正規職員と同様の措置をすべきとの文書もだいており、滋賀県職員についても同様の措置がされています。米原市も遡及適用すべきと考えます。今回の藤田議員は一般質問で、今回の改定に対する対応について一般質問を行っていました。

藤田議員の一般質問②

人事院勧告に対する対応

Q、米原市の対応は

A、米原市職員の給与に関する条例に規定する本市職員の給料表については、均衡の原則から国家公務員の給料表に準拠して定めており、給料表の改定およびその適用時期についても、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有する人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて行っています。令和6年人事院勧告についても、国家公務員の給与改定に準じて対応する方針であり、国家公務員における給与改定状況を確認した上で、給与条例の改正や予算措置を議案として提出させていただきたいと考えております。

Q、4%の地域手当は

A、令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当について、都道府県を基本とした支給地域の単位が広域化され、本市は新たに支給地となり、4%の支給割合による地域手当の支給対象となります。令和7年度から正規職員のほか会計年度任用職員に対しても地域手当を支給する方針です。また、支給割合についても、人事院勧告に基づいて段階的に引き上げることとし、令和7年度は支給割合を2%とすることを予定しており、この地域手当に要する費用は来年度の当初予算に

野の動向などを踏まえ検討されている段階です。民間施設の職員の給与改定は給付費や報酬に含まれるため、特段の財政支援は考えておりませんが、サービスの質の向上につながる支援や取組みは、引き続き行っていきたいと考えています。

Q、民間福祉職場の給料改定は

A、保育・医療・福祉施設の運営のために必要となる費用は、国が定めた公定価格に基づき、給付費や報酬として支払っており、職員給与等も含まれています。従来から、国家公務員の給与改定が行われた場合、公定価格等が引き上げられ、給付費や報酬が改定される地域手当相当分の見直しも、現在、他の社会保障分

A、令和6年人事院勧告に準じて正規職員の給料表を改定することとなった場合

Q、会計年度任用職員に遡及適用を

令和7年度は支給割合を2%とすることを予定しており、この地域手当に要する費用は来年度の当初予算に



雑感

今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会・被団協が受賞することになりました。授賞式での田中照巳さんの授賞式でのスピーチを聞きました。本当に素晴らしいスピーチでした。今、核兵器を持つ国により、その核兵器の使用が平然と語られ、核脅迫が行われ、戦争が平然と行われ、多くの市民が被害にあっている。こんな戦争を誰も求めている。平穏な暮らしが失われる戦争を求めている。まして核兵器の被害を直接受けた被爆者は。「核兵器を弄ぶことはいよいよ加減してほしい」そんな気持ちだと思います。日本はアメリカの核の傘にすることに遠慮して、核兵器廃絶には後ろ向きです。後ろ向きどころか核兵器を利用しようとする勢力もいます。核共有などといった後ろ向きです。今こそ草の根の力で核兵器廃絶の政府を作る必要があります。米原市は核兵器廃絶宣言の街です。もう一度核兵器廃絶の意味をしっかりと確認する必要があります。そんな平和で豊かな米原市を作るために頑張る必要があると思います。